

人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）に関する骨子（案）及び パブリックコメントの実施について

1 人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）に関する骨子（案）

(1) 条例制定の背景

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができるまちの実現に向けて、市では、基本構想の基本理念に人権の尊重を位置づけ、率先行動に努めてきた。

子どもや高齢者をはじめとした、人権に関わる課題が時代とともに多様化する中、あらゆる場面において、一人ひとりの人権が尊重されなければならない。そうした中で、市民の人権に関する意識をより高めていくことが重要となっている。

(2) 条例制定の目的

人権を尊重するまちづくりの上位規範として、市政の理念や方向性を定め、市、市民及び事業者等の責務を明確にし、施策の基本事項を定めることで、誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とする。

(3) 基本理念

市民一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解し、人権に対する意識を高め、不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。

(4) 権利侵害等の禁止

- ア 不当な差別的取扱い
- イ あらゆるハラスメント
- ウ 人権に関する個人情報のアウトティング
- エ 人権に関する個人情報のカミングアウトの強制又は禁止
- オ いかなる暴力（心身を傷つける言動を含む。）

(5) 責務

- ア 市は、条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進する。
- イ 市民は、相互に人権を尊重するよう努める。
- ウ 事業者等は、事業活動において人権の尊重に努める。

(6) 市の取組等

市民及び事業者等と協働し、人権を尊重するまちづくりを推進する。また、人権を尊重するまちづくりの推進に関して、情報収集及び調査研究のほか、教育、啓発及び情報提供を行う。

(7) 相談・救済

市民等は、市に対して、不当な差別的取扱いに関する事項の相談や意見の申立て、情報提供をすることができることとし、市は、専門の相談員を設置するなど、必要な措置を講じる。

(8) 審議会の設置

ア 市長の附属機関とする。

イ 審議会は、市長の諮問に応じて、以下の事項等を調査審議する。

(ア) 人権施策の推進に関すること。

(イ) 人権に関する相談及び救済に関すること。

ウ 審議会は、10人以内で組織し、委員の任期は2年とする。

2 パブリックコメントの実施

(1) 件名

「人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）」（素案）

(2) 意見募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月5日（金）までの22日間

(3) 条例（素案）の入手方法

市ホームページ（閲覧）のほか、相談・情報課、市政窓口、市民協働センター及び各コミュニティ・センターで令和5年12月15日（金）より配布

(4) 意見などの提出方法

ア 意見を提出できる方

(ア) 在住・在勤・在学の市民

(イ) 市内で活動される方

(ウ) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方（団体を含む。）

イ 提出方法及び提出先

郵送、FAX、電子メール、WEB上の受付フォーム又は直接持参により、企画経営課平和・女性・国際化推進係に提出